



## 11月11日～17日は「税を考える週間」です

「税を考える週間」とは、税の仕組み、使い道や必要性について考えていただき、国税や地方税に対する理解を一層深めていただくことを目的として設けられた週間です。町では、この期間を中心として、中学生の税に関する標語や作文の展示、いきいきフェスタでの啓発活動など様々な取り組みが行われています。この機会に税についてもう一度考えてみませんか。

### 納税は国民の義務です

税は社会を支える大切な財源であるため、日本国憲法には国民として果たさなければならぬ基本的な義務の一つとして「納税の義務」が定められています。

税金は、私たちが安心して健康的・文化的に暮らすために、福祉や健康、教育、産業振興、道路整備、防災、ごみ処理などの事業を行うために使われます。税金がなくなると例えば、救急車を呼ぶことや交番のパトロールなどが有料になったり、医療費が全て自己負担になったりと、公共サービスを享受するのに全ての費用を自分で負担しなければならなくなり大変になります。

このように、みんなで共によりよい社会を作っていくための公共サービスを提供する費用を賄うものとして、広く公平に分かち合い、お互いに支え合う仕組みが「税」なのです。

#### ■平成24年度差押件数

	平成24年度 (件)	
不動産	1	
動産	0	
債権	預貯金	72
	給与	1
計	74	

#### ■平成24年度課税分収納状況 (平成25年5月31日現在)

税目	課税総額 (千円)	収入済額 (千円)	未収入額 (千円)	収納率 (%)	前年同期 収納率(%)
個人町民税	637,290	615,909	21,381	96.65	97.27
法人町民税	141,751	141,201	550	99.61	99.49
固定資産税	880,238	857,994	22,244	97.47	97.27
軽自動車税	39,795	37,690	2,105	94.71	94.52
町たばこ税	243,110	243,110	0	100.00	100.00
町税合計	1,942,184	1,895,904	46,280	97.62	97.71
国民健康保険税	640,975	566,269	74,706	88.34	88.38

### 多古町の税は今

平成24年度課税分の収納状況は6ページ下表のとおりです。収納率を見ると、平成23年度より少し下がっています。また、未収金額は合計で約1億2千万円となっており、5年前と比べると約2千万円の増加となっています。このことから、収納対策の強化が重要な課題となっています。



町税を納期限までに納付しない、たとえうっかり忘れても、完納しない場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて14・6パーセント（1ヵ月以内の場合は7・3パーセント）の延滞金が課されます。また、納税相談もせず、滞りしたまましていると、納付した人との公平性を保つため、町では財産調査により、不動産、預貯金や給料などの差押処分を行う



こともあります。これらの処分を受けることは、社会的信用を失うことにもなりかねません。

### 納税が困難な場合は相談を

失業や病氣、災害などの理由により納期限内に納められないときや、滞りしている税を一括に納付できないときは、納付計画の相談や法律に基づいた徴収の猶予などについてご案内します。ぜひ、お早めに税務課へ相談してください。



納付のために現金を用意する必要がなく、納め忘れてしまうこともありませんので、たいへん便利で安全・確実な方法です。町税の納付にはぜひ口座振替をご利用ください。なお、振替ができなかったときの再振替はできませんので、残高不足にならないようお願いいたします。

お問合せ ● 税務課収税係  
☎ 76・5402

### 税務課からのお知らせ

#### ■事業主の方へ 従業員の個人住民税は『特別徴収』で納税を！

特別徴収とは、事業主が行う所得税の源泉徴収と同じく、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わり納入する制度です。事業主の方は、パートやアルバイト従業員からも特別徴収をする必要がありますが、町で税額を計算しますので、税額計算や年末調整は不要です。また、従業員の方は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞りとなる心配がなくなるほか、12回の分割納付となるので1回あたりの納税額が少なくて済みます。

問合せ ● 税務課課税係 ☎ 76-5402

### 香取県税事務所からのお知らせ

#### ■個人事業税の納期

個人事業税第2期分の納期限は12月2日(月)です。納付書は11月中旬に送付しますので、お早めに納付してください。個人事業税の納税は、口座振替を利用されると便利です。

問合せ ● 香取県税事務所 ☎ 0478-54-1314

### 佐原税務署からのお知らせ

#### ■年末調整等説明会の開催

佐原税務署では、給与の支払者（源泉徴収義務者）の方々を対象に、年末調整の説明会を開催します。

とき ● 11月12日(火)

【用紙配布】 午後1時30分～2時

【説明会】 午後2時～4時

ところ ● 香取市佐原文化会館

※都合がつかない方は11月14日(木)午後2時～4時(香取市小見川市民センター「いぶき館」)に出席されても差し支えありません。

#### ■千葉県税理士会佐原支部による『税の無料相談会』の開催

とき ● 11月14日(木)～15日(金)

午前10時～午後3時

ところ ● ショッピングモールサワラシティ1階

特設会場(香取市佐原ホ1236-1)

問合せ ● 佐原税務署 ☎ 0478-54-1331

税に関する情報は国税庁ホームページへ

<http://www.nta.go.jp/>